

2016年
11月8日
火曜日

田 禾 教授（人文科学、中国語学） 苗字が異なる家族

昨年度から中国の人口政策には一
つ大きな変化がありました。それは
「一人子政策」の緩和です。一家族
一人子のみ産むことが許可されるこ
とから二番目の子を産んでほしいと
の変化です。徹底的に何人の子を産
んでも良いとまではまだですが、政
策の緩めより、人口基数がもともと
大きい中国にとって、人口増加の速
さはとても懸念されるという意見も
あります。まだ実施されて一年ばか
りですので、人口の増加はどのような
のかは分かりませんが、それに関わ
るもう一つの議論が始まりました。
二番目の子の苗字という問題です。
日本と違って、中国人の女性は結婚
しても苗字は変わりません。生まれ
た子供の苗字は普通父親と同じにし
ますが、『婚姻法』によると、どち
らも自由です。つまり、赤ちゃんの
苗字は母親と同じにしても法律上で

は何の問題もないです。「一人子政
策」実施以来、おおよそ40年経ちま
した。現在生育年齢の殆どの親たち
は一人子です。一人子と一人子の夫
婦の間に生まれた子供は最初の子は
父親の苗字にしたら、二番目の子は
母親のほうにしてもいいのではない
かと考える人もだんだん多くなりま
した。しかし、賛成する父親は少な
いです。昔、中国人の女性は男尊女
卑のせいで、苗字はありますが、下
の名前がなく、「ノ氏」と呼ばれ、
結婚してから、旦那さんの苗字を加
えて、例えば王さんの娘が張さんの
嫁になったら「張王氏」と呼ばれる
ことです。1950年代以来、『婚
姻法』の実施のおかげで、男女平等
で、どの場合でも、夫婦別姓です。
家族に母親だけ苗字が違うのは普通
ですが、子供も苗字が母親と同じ
で、父親が別苗字の家族は再婚など

特別な理由があると中国社会で認識
されています。この理由で、二番目
の子の苗字を母親側にすることは勇
気が必要かもしれません。安徽省の
ある地域では、赤ちゃんの苗字を母
親のほうにすることで地方政府から
「奨励金」をもらえるところの記事も見
ました。その目的は一人子である母
親の家族の苗字の存続も応援して、
更に男女平等の観念を深めるという
ことです。大都市では女性は確かに
給料や昇進のチャンスなどで男性と
同じ政策がありますが、やはり出産
という理由で仕事中断する場合もあ
り、育児と共に仕事すると仕事に専
念できない可能性も高いので、実際
には収入の面で男性より低い女性は
多いというのも事実です。ですの
で、まだまだ男女平等の実現はして
いない社会では、赤ちゃんの苗字に
対しては母親側の発言はあまり重視

されていないかもしれません。子供
の苗字により遺産相続には何も変わ
らないのに、こんなに拘りがあるの
はあまり意味がないのではないかと
思います。一方、もし同じ両親の
二人の子供はそれぞれ父と母の苗字
をすとしたら、どうも、家族分裂
の雰囲気もないとはいえないかも。
友人の夫婦には一人男の子がいま
す。その子の苗字はどちらの苗字で
もない、「氏名」は「一了」です。
将来その子にどのような心境である
のかを聞きたいと思います。もしか
して、この独特な氏名は彼を自由な
個性的な人間への成長に影響を与え
るかもしれません。